

第 1 各項目共通で否認するもの

- 1 領収書等証拠書類の添付のないものについて、成果物や資料等から支払の事実が推認できないもの
- 2 領収書等のあて名が会派名、個々の議員名以外のもの（会派名、議員名と推認できるものは除く）
- 3 政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、議員個人の資産形成につながる経費、私的な活動に関する経費
- 4 二重に計上された経費に係るもの
- 5 領収書等証拠書類から、平成 26 年度内での経費の支払が明らかでないもの（推認できるものは除く）

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「共通－1」と表記する

第 2 その他

- 1 以下に記載する各項目別の判断基準によることができない場合は、個別に判断を行うものとする

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「その他－1」と表記する

第 3 各項目別の判断基準

（例）「1 調査研究費」の「項目 1（出張旅費）」について、合致しないもの（A）の「政務活動との関連を確認できないもの（①）」であると判断した場合、別表 2 の「判断基準」欄に「1-1-A-①」と表記する

1 調査研究費

項目	判断基準	
	合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1 出張旅費（海外）	① 政務活動との関連を確認できないもの ・出張日、目的等が不明なもの ・出張報告書が作成されていないもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事、個人的な参加団体のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・政務活動費による海外行政調査に関する取扱要領に反するもの	
2 ガソリン代	① 政務活動との関連性を推認できないもの ・給油所等が不明なもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は政務活動そのものに必要な範囲を超えるもの ・維持管理費（洗車代、清掃代、車検代、保険料、税等）	① 政務活動と政務活動以外のものに区分できないもの

2 研修費

項目	判断基準	
	合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1 出張旅費（海外）	① 政務活動との関連を確認できないもの ・出張日、目的等が不明なもの ・出張報告書が作成されていないもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事、個人的な参加団体のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・政務活動費による海外行政調査に関する取扱要領に反するもの	

3 広報費

項 目	判 断 基 準	
	合 致 し な い も の (A)	按 分 す る も の (B)
1 市政報告類印刷・製本費	① 成果品（コピー含む）の確認ができない（保管されていない）もの ② 上記①の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的から逸脱するもの	① 成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
2 事務用品代・文具	① 内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの ② 証拠書類等で事務用品の購入が推認できないもの	① 会派控室以外の場所で使用する文具、事務機器
3 切手、はがき、印紙代	① 使途が推認されていないもの ② 年度末の切手の大量購入については、翌年度の政務活動費が会派に支払われる以前に必要であることが推認できないもの ③ 暑中見舞いはがき、年賀はがき、絵はがきなど、及びそのための切手	① 使用されるものの内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるものに使用されるもの
4 ホームページ関係費 ・作成費 ・保守契約費 ・サーバー利用料	① ホームページ作成について、内容が一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
5 市政報告会会場費・器材借上費等	① 政務活動との関連を確認できないもの及び政務活動の目的を逸脱するもの ・開催日、目的が不明な会場使用に係るもの ② 会場費及び茶菓子代の金額については、一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ③ 会場として、一般的に不適当と考えられる場所での会場費 ④ 食事代	

4 広聴費

項 目	判 断 基 準	
	合 致 し な い も の (A)	按 分 す る も の (B)
1 ICカード乗車券チャージ代	① 政務活動との関連性を証明できないもの	① 政務活動と政務活動以外のものに区分できないもの

5 事務所費

項 目	判 断 基 準	
	合 致 し な い も の (A)	按 分 す る も の (B)
1 用紙・インク代 ・インクカートリッジ	① 内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの	① 政務活動の一環として使用したことが明らかになっていないもの